

議案第 4 号

海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
改正について

海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例を別紙のとおり定める。

平成 2 8 年 2 月 2 6 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

行政不服審査法の改正に伴う審理員の設置、農業委員会等に関する法律の一部改正
に伴う農地利用最適化推進委員の設置、農業委員会会長等の報酬額の見直し等を行う
ため

海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３１年条例
第４０号）の一部を次のように改正する。

別表第１農業委員会会長の項中「５１，７００」を「５９，０００」に改め、同表
農業委員会会長職務代理者の項中「３５，０００」を「４６，０００」に改め、同表
農業委員会委員の項中「３１，３００」を「３６，０００」に改め、同表に次のよう
に加える。

固定資産評価審査委員会委員	日 額	８，７００
---------------	-----	-------

別表第２固定資産評価審査委員会委員の項を削り、同表農業振興推進員の項の次に
次のように加える。

農地利用最適化推進委員	日 額	８，７００
-------------	-----	-------

別表第２障害支援区分認定等審査会委員の項の次に次のように加える。

審理員	日 額	１０，０００
-----	-----	--------

附 則

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。